

第4回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 会議録

日 時 令和7年5月22日（木）午前10時00分～午前11時45分

場 所 前原暫定集会施設 A会議室

出席委員 3人

部会長 水津 由紀 部会長

委 員 喜多 明人 委員 亀山 久美子 委員

欠席委員 小峰 優子 委員

---

事務局 児童青少年課長 平岡 美佐

児童青少年係長 清水 康之

児童青少年課主査 永井 桂

---

傍聴者 0人

## 1 開会

平岡課長

本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和7年度第4回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を始めさせていただきます。

私は児童青少年課の平岡と申します。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、事務局から2点御案内させていただきます。

初めに、本日の配布資料についてですが、次第のほか、次第の下部に配布資料の一覧を記載してございますので、過不足等ございましたら事務局にお申し出ください。

なお、喜多委員から御提出いただいた資料を当日資料としてお配りしております。1ページ目のタイトルが「小金井市子どもの権利部会提案資料」と書かれているものでございます。こちらの資料につきましても、過不足がございましたら事務局にお申し出ください。

また、会議録作成のため、会議内容を録音させていただいておりますので、御発言の際にはお名前をおっしゃっていただいてから御発言をいただきますようお願い申し上げます。

本日は小峰委員から欠席の御連絡をいたしておりますが、委員の御出席を半数以上いたしておりますので、会議としては成立していることを御報告いたします。

それでは、議題に入る前に、4月1日付で異動がありましたので、御紹介いたします。新しく児童青少年係長になりました清水と申します。

児童青少年係長の清水と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

4月から、3人目のオンブズパーソンといたしまして、竹内麻子さんを任命いたしました。竹内麻子先生につきましては、今年の4月から日本体育大学に赴任されまして、公認心理師の国家資格ですか、特別支援教育士、これは子どもの発達のアセスメントをする指導専門資格になります。また、せたホップの相談専門員で約9年実務経験として務められるなど、そのほか、松山刑務所の処遇カウンセラーですか、様々相談業務で御活躍をされてきた先生でございます。また、ぜひ機会がありましたら御紹介させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入りたいと思いますので、ここからは部会長に進行をお願いいたします。

## 2 議題

水津部会長

皆さん、おはようございます。部会長の水津です。

ただいまから第4回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を開会させていただきます。

それでは、早速、本日の議題に入っていきたいと思います。議題（1）子どもの権利についての認識を高める取組についてを議題とします。

永井主査

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

事務局でございます。まず、「小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会について」というタイトルの資料1を御覧ください。簡単に、昨年度、令和6年度の検討事項について、おさらいという形で御説明したいと思います。

令和6年度、3回会議がありまして、委員の皆様に主に2点検討いただきました。検討内容については、別紙参考資料として、「子どもの権利部会審議内容の報告について」、にまとめてありますので、そちらを詳細は御覧いただきたいと思います。検討事項は主に2点あります。1つ目が、子どもオンブズパーソン設置後の実施状況について、そして2つ目が、子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについてです。この2点について、子どもオンブズパーソンのほうについては、一定程度、例えば設置後の実施状況ということで、「のびゆくこどもプラン」における参考指標を子どもオンブズパーソンの認知度ということで皆様に検討していただきました。あとはもう1点、子どもオンブズパーソンのモニタリング評価については、自己評価を原則とするけれども、活動内容は条例に基づいて市長に報告、そして活動報告会を開いて市民の皆様に広く公表することを再確認し、子ども・子育て会議においても報告の場を設けるというところで議論をしていただきました。

2つ目の子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて、こちらのほうがこちらの権利部会で検討を続けていく課題なのかなというところで、資料1のほうに課題というふうに掲げさせていただきました。これから課題として、まず、子どもが議論したことが実現につながる仕組みづくり、そして、議論を支援する人材の養成、それから、積極的に意見が言いづらい環境にある子どもたちの意見を聞くための仕組みづくり、これを小金井市として今後検討していくかなきやいけない課題かなというふうに捉えております。

これら2つの検討事項以外にも、その他として御提言いただきまして、子どもの権利が生かされる社会環境の実現のため、子ども自身だけではなく大人に対する啓発を強化すること、そして、子ども施策の評価に対する子どもの意見反映の方法についてということで御提言いただいております。

こちらの引き続きの検討課題の中で、まず、本権利部会の中で検討していくものの、役割として、資料1の項目番号3のところに掲げさせていただきました。まず、子どもの意見表明だけではなく議論が実現につながる仕組みづくりについて。そして2つ目が、議論を支援する人材の育成。3つ目が、子どもの権利が生かされる社会環境を実現するため、大人を含めた市民全体が子どもの権利についての認識を高める取組について。この3つを引き続き検討課題として皆様のほうで御審議いただけたらなと思っております。

資料1については以上です。

続きまして、資料2のほうを御覧いただければと思います。こちらは課題の1つ、「子どもの権利についての認識を高める取組について」というところで資料としてまとめさせていただきました。

まず、資料2の項目番号1番のところでは、本市における子どもの権利の認識を高める取組と課題ということで、どのような取組をしているかということで簡単に世代別に一覧をまとめてみました。子ども・子育て会議やこちらの会議でも度々御報告させていただいているとおり、小学生については権利学習を実施しているので、一定程度子どもの権利の普及啓発というところで進んでいるのかなという理解をしております。中学生についても、今年度から、主に中学校2年生を対象に市立の全5校で権利学習を実施する予定です。こちらは早速来月から、子どもオンブズパーソンを講師に授業を行います。高校生については、直接啓発する機会は、なかなかありませんが、「子どもオンブズパーソン通信」、機関紙を年に2回発行しております、こちらを市内の高校にも必ずお配りしていますので、このところで子どもオンブズパーソン及び子どもの権利について普及啓発が図られているのかなというふうに理解しております。最後の大人のところが、本当にこちらの権利部会でもたびたび指摘されるところなんですかけれども、お子さんがいる保護者というか、大人の方はいいんですけれども、全く普段、お子さんがいなかつたりとか子どもに関わりのない大人についての普及啓発という部分で、なかなかやっぱりアプローチの機会がないので、そこが課題かなというふうに思っております。

続いて、項目番号2番をご覧ください。大人を含めた市民全体にどうしたら子どもの権利の認識を高め普及啓発ができるか提案させていただいたのが、「小金井市の子どもの権利の日」を制定してはどうかというものです。期待される効果としましては、権利の日を広報物等で幅広く周知し、関連するイベントなどでより詳しく子どもの権利を普及啓発することで、普段子どもや子どもの権利に馴染みのない大人の方をはじめ、市民全体に子どもの権利の認識を高める機会ができるのではないか、そういうことを期待できるというふうに効果として狙っております。

下の3番のところでは、実際にほかの自治体、この一覧に挙げさせていただいたのが、小金井同様、子どもの権利条例を策定している自治体において、子どもの権利の日などが制定されているかどうかというところの一覧です。武蔵野市、中野区などは世界子どもの日の11月20日を「子どもの権利の日」と定め、関連イベントを実施しています。ここに書いてある以外でも、例えば長野県松本市、岐阜県多治見市、大阪府泉南市といったところでも11月20日を子どもの権利の日として定め、子どもの権利に関わる取組などを実施しているようです。松本市に関しては、ただイベントだけではなく、そのイベントの中で子どもの意見を表明しつつ、市長だったり、市政に反映できるというような取組を行っているようです。

続いて、資料2の裏面を見てください。項目4番のところです。ただ「子どもの権利の日」をつくっただけでは皆さんに知ってもらうことは難しいと思うので、どうしたら市民の方に知ってもらえるかという検討手法を、市民

の皆様、子どもたちも含めて考えていきたいというところがこの4番です。市民及び有識者による検討というのがこちらの子どもの権利部会での検討にあたります。そして、子どものこと、子どもの施策になりますので、子どもへの意見聴取ということで、子どもたちにアンケートを実施し、それから、子どもで構成される子ども会議のような会議体で具体的に検討していけたらというふうに思っております。

続きまして、下の5番のところです。簡単に権利の日制定に向けたスケジュール案を示させていただいています。権利の日自体は、来年度、令和8年度の制定を目指しております。今年度、令和7年度は権利の日制定に向けた準備ということで、こちらの権利部会であったりとか、あとは子どもで構成される子ども会議で検討を重ねていけたらというふうに思っております。まずその手始めに、来月、令和7年6月に、市内の小学生、中学生に対して、子どもアンケートを実施できたらと思っております。その後に子ども会議などで検討を7月に行い、8月にもう一度こちらの権利部会で、アンケート結果がどういうものだったとか、子ども会議でどのような検討がされたかというところをフィードバックしながら皆様にまた御検討いただければというふうに考えております。今年度は子ども会議と権利部で検討を重ねまして、令和8年2月にパブリックコメントを実施し、新しい年度の令和8年6月の議会において、権利の日に関する議案を上程できればというふうに予定しております。ただ、子ども・子育て会議の現任期が令和7年8月31日までになっていますので、今の委員の皆様に御検討いただくのが8月31日までとなります。9月以降はまた新しい権利部会の皆様のほうで引き続き検討をしていく予定です。

最後に、子どもの権利に関して、「子どもの権利の日アンケート（案）」を資料3にお示ししましたので、見ていただければと思います。設問は主に3つあります。せっかく子どもたちにアンケートを取るので、小金井の権利条例を知っていますかという設問と、子どもの権利の日を知ってもらうためにはどういう取組がいいですかというふうに子どもの視点から考えてももらう予定です。

裏面を見せていただいて、子どもオンブズパーソンの認知度についても併せて設問をしています。

子どもへのアンケートの方法ですけれども、教育委員会協力の下、子どもたちに配布されているタブレットを通じてアンケートをできたらというふうに考えております。

雑駁ではございますけれども、議題1、子どもの権利についての認識を高める取組についての御説明は以上になります。

水津部会長

ありがとうございました。事務局から説明いただきました。今の説明について御意見や御質問があればお受けしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。順番にでもいいですし、今、3点ありましたので、何か……。

亀山委員

亀山ですけど、今、最後にタブレットを通じて対応という、タブレットを使うということがあつたので、私はこれを見たときにいつも、知っていますとか、大人に対しても、これを分かっていますかと問い合わせと紙ベースが多いので、どちらかというと自分たちが持っているスマートフォンとかでワードを。自分が今何か困っているワードがあつたらそれを打ち込んで、それで何が出てくるか。例えば、子どもが不登校だったら、「不登校、小金井」と打ったときにどんなものが出てくるか。検索項目が出てきますよね。で、例えば家庭支援センターだとか、いろんなところの、今、受皿になっているところがばっくと出てくるんですけど、じゃあ、それをどう駆使していいのかというのが、次の段階にそれをまた押していくってというのがあって、案外、いざ困ったときにどう使いこなせばいいのかというふうに戸惑うことがあると思うんです。だから、権利部会も、「小金井、権利擁護」と出るときに、もっと分かりやすく、ぱっと何か出てきて、その次にそれをどう使いこなしていけばいいのかという事柄を体験してもらうことを。例えばイベントをやつたときに、イベントの会場で配って、知っていますか、こういうことですよというんじゃなくて、持っているもので体験してもらう。そして一度、ああ、こういうことがあるんだ、こういうところがあるんだということを実際に自分が動いて体験してもらえば、それがちょっと身につくんじゃないかなと。きっかけだけでもいいんです。紙ベースだと、もらったら、そのまま置いてしまうということが多いので、また読み込んでいかなければならぬので、実際にこういうものがあるんだということを、子どもたちだとタブレットで、今どんな気分です、何とかですとワードを入れて、そこに何が出てくるのか。自分がこんな気持ちになったときに、ああ、こういうところに相談すればいいのかなとかという、そこで知ってもらうという形でいいのかなという気はして。

大人もそうですよね。大人も、紙をもらっても、権利擁護と言われても、ん？って。自分の世代と今の状況と変わっていますよね。だから、昔はこれが通つたけど、今は違うんだよというところを、講座とか。例えば叱り方にしても褒め方にしても違つてくるので、そういう講座をつくつて、もっと入り口が入りやすいような。何か権利擁護の話ですよと言つても、その最初のワードが分からぬので、もっと子育てに関する今抱えている事柄にちょっとヒットするような講演会をするとか、足を運んでもらえるとかというふうな、もしかして入り口が分かりやすいのがいいのかなって、自分自身がちょっと分かりにくないので、思つたりします。

水津部会長

ありがとうございます。それは啓発活動の方法ですよね。

亀山委員

はい。

喜多委員

権利擁護。

水津部会長

権利擁護に関する。

喜多委員

権利擁護のほうの普及啓発。

- 亀山委員 そうですね。
- 水津部会長 今、検索、いろんなものになっちゃうので、何か入り口が、ここで行くところなるよみたいな体験とかね。例えばそこから入れるみたいなのを、配るだけじゃなくて、キッズカーニバルとかで、そこから入ってもらえたからこうなるよみたいなことまでやってみるというはあるかなとは思いますね、子どもについては。大人に関してはいろんな方法があると思うので、確かにその啓発方法をハードルを下げるとか、いろんなやり方でそこに入れるような形というのは、ちょっとまだ研究の余地があるかなというふうには思います。確かにそういう形での啓発は非常に有効になるのかなと。
- 亀山委員 啓発とかなんとかじゃなくて、今、子育てで、お勤めが忙しくて子どもを振り返れなくて、気がついたときに子どもが立ち止まっている状態に唖然とする。で、職場をちょっと退いて、一時子どもに集中しなきゃならないというパターンが結構あると思うんです。これって、介護の状況と似ているんですよね。親の介護を見るときに、何も知らなくて、いきなり親の介護の……。だから今、いろんなところに包括センターが設置されるようになりましたよね。ちょっと語弊があるかもしれません、子育てとちょっと似ているところが。だから今、本当に自分たちの世代とは違う状況にあるから、急いで整備を整えて、子どもの権利というものを声高く言わなきゃならないような世の中になってしまった。子どもを守るためにこういう権利をよく大人は知って、子どもも自分の権利を知らなきゃならないんだという状況に置かれていることを、本当になぜこんなことになっているのかということを理解していくべきではない。もう遅いかもしれませんけど。それによって子どもたちが閉塞感を覚えたり、戸惑ったり、その違いを大人が知る。子どもは自分が置かれている立場がこれでよいのかということを知るという。でも、社会は大人社会ですよね。だから、子どもがいかに意見を述べるような場所をつくらなきゃならないといったところで、その場をつくったりするのは大人ですよね。だから、これを今勉強させていただいて、何かちょっと、もっとやわらかく……。
- 水津部会長 文言は権利擁護ですけど、このオンブズパーソン、小金井でいう権利擁護に関しては、子どもたちに、自分が相談して自分の権利が守られるということが分かることを総じて言っているので、そのことがあるということを大人に啓発する必要はあるということが、今ここの部会としては考えていて、広く全般的に子育てに関することだとかというののセーフティーネットというの、権利という立場はもちろんあるけれども、ほかの子育て支援、子育て会議のところなんかでも検討する大きな課題かなというふうに思います。
- で、どこで話したかちょっと……、あれは居場所部会だったかな。結局、亀山さんがおっしゃるように、福祉の場合は地域包括になっているけども、子どもの考え方として、地域で子どもを見るという目線をもう少し幅広く考えて、子どもの地域包括支援みたいな形も。学校を中心にしていうのはもちろん

んあるんだけれども、そこは学校がどうしても中心にならない子どもたちもいるということで、地域の中で見たりするというのがあったらいいよねみたいな話はちよこちよこ提案があつたりもするんだけど、その辺はまた子育て会議のところでも議論いただいているかなと思いますね。

喜多委員

今日の今の会議の議題は資料2ですよね。資料2の子どもの権利についての認識を高める取組として、子どもの権利の日を制定したいと。そして、子どもの権利の日の制定について、この部会としてどういうふうに関わっていくかというのが今の議題なので。もちろん、その中には権利擁護も含まれるんですけども、取りあえず、子どもの権利の日を制定するというんだけど、どうやって制定するの。通常は、この資料にあるように、条例に入っていたんです。武蔵野市も入れたし、川崎市も子どもの権利の日は条例事項として毎年やっているわけだけど、小金井は入っていなかったんだよね。じゃあ、子どもの権利の日を、これだけ条例というのを、条例改正案を。

水津部会長

別の条例をつくるか、入れるか。

喜多委員

あるいは権利条例の中に一部改正案で。

水津部会長

それはまだ今検討中ということなんですよ。

喜多委員

どういうふうに考えているの。

平岡課長

こちらのほうの案として想定をしているのは、できれば今の子どもたちに自分たちの言葉で自分たちで子どもの権利の日を制定したというところをできたらなと思っていて、権利の日という条例を別につくりたいなというふうに思っています。

喜多委員

最終的に条例にするかどうかは法制審の問題で、ただ、今の話はすごく大事で、子どもから始まるというのはいいよね。子どもたちからまず子どもの権利の日を子どもたちで何か案を出してもらって、つくっていくという、こういう子どもの権利の日ってないですよ。川崎も最初条例であつがう形で、はい、後でどうしましょうかという話だから、そうじゃなくて、まだ。そもそもゼロから入るわけだから、子どもたちに投げかけて、子どもたちを中心に、子どもの権利の日の制定を子どもたちにやってもらうという手はあるよね。

水津部会長

だから、それを堅く書いちゃっているけど、基本的には子ども会議とかいろいろ子どもたちの意見を集約しつつ、子どもの権利の日を子どもの意思で意見をまとめて制定するみたいなことを目指しているという。

喜多委員

だから、少し組織論になっちゃうみたいに、子どもの権利の日制定会議みたいな、子どもの権利の日制定子ども会議みたいな。子ども会議というのをつくろうとしているよね。

水津部会長

実際あるものをそこにはというか。

平岡課長

会議を運営する実行委員の募集を6月にかけようと思っています。秋口ぐらいに、その当日だけ参加したいという子も集めて会議を進められないかなというふうに考えています。

水津部会長

道筋はそこにしたいと。

- 喜多委員 少し継続的にその制定会議の準備段階から子どもたちがそういうものを継続的に半年間ぐらい動けるような子どもの組織があったらいいなと思うんですけどね。
- 平岡課長 まさにおっしゃるとおりで、子どもの権利について考えましょうという、代々続していくような会議の実行委員を今募集をしようとしていまして、今回のテーマは、今、権利の日を考えませんかというところにしようかなと。
- 喜多委員 最初は制定会議の子ども会議だけど、それが、一過性でというよりも、毎年、例えば11月20日を子どもの権利の日にしますというふうに宣言して。ただ、毎年、子どもの権利の日に何をやるか。それぞれの会議で子どもたちが考えて企画していくという形になれば、子ども会議は継続的でいいんじゃないですか。
- 平岡課長 昨年度は教育委員会のほうの会議で提案した、ベースとなっている会というのがあって。ただ、中学生を中心につくっているのですが、中学生はその中核となっている学年が3年生に上がっているので、新しいメンバーを入れて、継続性のある会議というところで、今、そのベースの会議をサポートしています。
- 水津部会長 3年ぐらい前から始めている小金井を変えちゃう人の会。そこが種となって、そこから発展して、最終的には子どもの権利の日の基軸になるようなものに育てようということになると思うんですよ。そういう形で権利の日というものが制定されて、条例化されるというのは面白いですし。
- 喜多委員 面白い。ただ、それを……。
- 亀山委員 今おっしゃったように、最初の子どもが権利の日を決めるという部分。種から育てていって、その子たちの思いを込めて、やっぱり要るよねというところに思わないといけないわけですよね。
- 水津部会長 そう。今もう既にその権利の日をつくるから集まりましょうみたいな、そういうふうにはしていないので、むしろ、今あるものの、子どもたち、中学生が楽しく話し合っているものを引き続きやっていくことの中にそこを当てるということです。
- 亀山委員 何人ぐらいいらっしゃるんですか。
- 水津部会長 今、何人いるの。
- 平岡課長 実行委員のメンバーは大体15人ぐらいはいるんですけど、ちょっと受験で抜けたりとか試験で出れない、部活で忙しくて出れないというふうになってしまったりとかあるので、大体、常時十二、三名の子が今集まっています。結構3年生の子が多いので、そこでちょっと今回、1、2年生が……。
- 水津部会長 新しいメンバー。
- 亀山委員 それって、小金井の各中学校から集まっているんですか。
- 平岡課長 そうですね。いろんな地域から。小金井の中学校じゃなくて、遠くの中学校に通っている子で小金井に住んでいる子というのもあります。
- 喜多委員 今、十二、三人動いている子どもたちというのは、もともと集まっていた形

態は公募ですか。それとも学校推薦。

平岡課長

様々で、公募ですか、あと、結構横のつながりで、こういうのがあるから面白いから来てみないと言って、友達を連れてきたという。

喜多委員

仲間内で誘い合ってといふね。

平岡課長

そうですね。今回、6月は市報に載せて、公募で1回声かけをしてみて、新しいメンバーを集めたいなど。

喜多委員

今日の僕の後半の話はそれなんですよ。一番理想的には公募なんだけど、公募だけじゃ集まらないという問題がある。実はもう武蔵野市でそれをやったときもそう。全国的に子ども会議はそういう状態なんです。公募をかけても来ない。それで、どうしようかと頭を抱えているのが今の現場で、だからこそ、今、子どもアドボカシーというのが始まったわけで、子どもの意見表明を支えていく、そのためにはどういう技術が必要なのかというようなね。それを今、子ども参加とか意見表明は、やっぱり本当に子どもたちの意見を持っていたり参加できるような仕組みづくり、それをどうするかというのは全国的に問題になっているんです。小金井だって同じだと思うんですね。

水津部会長

後半、喜多先生にお話ししていただくことになるんですけども、前段のところで、今、権利の日を制定する動きをこういうふうにしたいということはいいというふうに思っていただいても大丈夫でしょうか。やり方をきちんとするということで。

亀山委員

やり方をね。

喜多委員

そこがすごく大事であって。

亀山委員

何か決まったスケジュールを子どもが入れて、なっていくという形にだけはならないように。本当に思った子たちが、思いを込めて、この日、要るよねという形で、それが継続していく形になることを望みますね。

水津部会長

それはもう大前提として進めていただくということで、子どもの権利の日の制定に関して動いていくという形を取らせていただくのがいいんじゃないかという話にここではさせていただきたいというふうに思います。

あと、報告事項のところとか……。アンケートはもうそのままですか。

まだ案なので、ご意見あればお願ひします。

永井主査

いいんですけど、2から3の間にいきなり子どもの権利の日をと來っているから、何か説明とか。

水津部会長

説明は。はい、入れる予定です。

永井主査

細かいことはあるんですけど、どうやって取るのかなと思ったら、タブレットというもののなので、それはそれでいいかなと思います。

水津部会長

ちょっと教育委員会とも相談しながら、子どもたちに聞きやすい形になるかと思うので、その案をまとめて、また皆様に見ていただければと思います。

永井主査

子どもの権利の日を中心に実行委員会で子どもの意見表明を取り組むという最後のほうの、喜多先生の話ももちろん関わる重要なことだけど、どうやるのかとか、そこに誰が関わるのか。大人がね。そこはすごく重要で、小金井

を変えちゃう人の会のところが小金井として今までの中で画期的だと思われるのは、教育委員会と、要するに教育長と子ども家庭部長と一緒にやって取り組んでいるというところが、ある意味、異例の取組ですので、これを育てたいなというか、今まで一番交わりが難しかった部分を、子どもの意見をどう取り入れるかという取組としてそこが関わって一緒にやるというスタイルが今取れているということはすごく貴重なことなので、これをどんどん伸ばしつつ、そこに対する、どういう大人がどこまでちゃんと見守れるかということが重要だと思うので、そこもちょっとやりながらというか、していただきたいなと思っています。

では、今までのところに関しては、権利の日の制定に関しては御理解いただいたということで、あと、報告についてもまとめていただいたので、この形だと思います。アンケートもちょっと直していただきつつ行っていただきたいというふうに思います。

それでは、議題（1）については以上ですが、議題（2）子どもの意見表明を実現するための仕組みについてを議題といたします。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

永井主査

今後、子どもの意見表明をどのように確保して実現していくかという仕組みづくりに当たって、まずは小金井で昨年1年間どういう取組をしたかということで資料4にまとめさせていただきました。

まず、昨年は市の後期基本計画や「のびゆくこどもプラン」などの計画の策定年度に当たっていたので、そういった市の計画に子ども・若者の意見を反映するという機会がありました。

裏面を見ていただいて、番号6番の小金井を変えちゃう人の会は、先ほどの議題で話題になった中学生たちの会議体になっています。その中にある例は、昨年度の12月かな、発表があって、今回のテーマとしては、学校・教育に関するいろいろな3つのテーマを基に何か分科会みたいな形でされて、例えば学校のこういうところを直したほうがいいとか、学校同士の交流が少ないから学校間の分科会みたいなほうがいいねというのを子どもたちの視点からいろいろ討議していただいて、それを最後に市長に向けて発表するというような会議でした。

これは7番までは小金井市で行った子どもの意見表明に係る取組なんですが、8番の、他自治体ではどういうふうにやっているかというところで、千葉市の取組も載せさせていただきました。千葉市は2009年からなので、もう15年以上、子ども参画事業ということで取り組んでいらっしゃって、そういう意味では老舗の市ですよね。千葉市を挙げさせていただいて、この前、子どもオンブズパーソン相談室のほうに、この子ども参画を担当している子ども未来部子ども企画課の方々が視察に来られて、そのときにいろいろ情報をいただいたので、このように千葉市の例ということで載せさせていただきました。

- 資料については、事務局からは以上になります。
- 水津部会長 ありがとうございます。
- 8番のところは、千葉市が来た。行った。
- 永井主査 観察に来ました。千葉市では、子ども参画の取組は2009年からされていましたが、子どもの権利条例を今年の4月に制定し、これから相談室も立ち上げるということで、本市の子どもオンブズパーソンを観察されました。
- 水津部会長 なるほど。理解しました。
- 喜多委員 最初のほうで、子どもたちの意見聴取をしていく中で多いのが、1番の1,000人を超えているかな、1,494名の意見聴取とか、それから4番の、これは654人かな、相当数の子どもたちに意見聴取をしているんだけど、そのデータの分析とか結果報告というのはあったっけ。
- 永井主査 まず、4番のニーズ調査については、多分ニーズ調査の結果を……。
- 水津部会長 全部まとめて冊子になっていて、ウェブ上でも出てたっけ。まとまっています、ニーズ調査みたいなのは。かなりの分量です。
- 喜多委員 いいです。ちょっと後で、僕の話と関連するので、またそのときに。
- 水津部会長 1番は分かる。
- 永井主査 はい。公開されています。
- 水津部会長 公開されている。
- 亀山委員 7番のじどうかんフェスティバルというのは、たくさんの人数の方が参加されたかと思うんですが、そのときにこの権利部会のこととかも何か……。
- 平岡課長 じどうかんフェスティバルにつきましては、児童館の事業で、子どもが会議をして、このお祭りを子ども自身がボランティアして、それで子どもを呼んで成功させるという一連の流れをずっと昔からやってきた行事になります。児童館の行事で、例えば子どもの権利の日を制定したときに、私たちも子どもたちの権利が大切にされる期間だというところを考える日に、ぜひこのじどうかんフェスティバルとかを子どもの権利の日のイベントとして、みんなで考える日のイベントの一つにできたらなというふうには思っています。
- 亀山委員 児童館には、ちゃんとね、権利のことという、それで、すごく、ね。
- 。
- 水津部会長 実際にこのイベントをずっと長い間、子ども会議で、児童館中心に行っているものといろんなものを総合させて子どもの権利の日のところに、ここだけにということではなく、いろんな形でその権利の日というものを考えていかないと、また児童館の人たちだけでやっているぞみたいになっちゃうと、ほかの人が入れなくなっちゃう。だから、そういうこともあるので、いろんなことを組み合わせてやっていくのがこれから望まれるのかなという。
- 亀山委員 今これがあったので、この子たちにも権利のことをそこにアピールすることをされましたかという……。何かあったら、私たちは本当に知っている人は知っていて、とても熱心な方はとても熱心で、何も知らない人は知らないという。アンケートをもらっても、何だろうという人が多いと思うので、何か

の折にこういうことですよということを、親御さんもいらっしゃるでしょうし、みんないらっしゃる場だから、そういうふうなことをお知らせされましたかという質問でした。

平岡課長

児童館でも周知します。

亀山委員

ありがとうございます。

水津部会長

例えばですけど、さっきの啓発のところに関わるんだけど、子どもの居場所の交流会事業のところでも一応研修という形でオンブズの説明とか支援センターの話を来ていただくという機会もあるんですけど、そういうものを地道に重ねることで少しずつでもオンブズだったり今の子育て支援の状況とかを啓発するということが、小さいことのようだけど、非常に重要なだなというふうにも思いますね。ありがとうございます。

それでは、ここから喜多先生のお時間もいただきたいところですので、喜多委員から資料について等々御説明をしていただいて、お勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

喜多委員

教育委員会と子ども家庭部が子どもの意見の問題を一緒にやれるそういう大事なテーマだと思うんです。それは要するにまちづくりであり、やっぱり小金井という地域をどう発展させていくかというときに、子どもの意思を前提にしたまちづくりということでは、行政もそういうことを横断的に対応していく、そういう時代になってきているというふうに言っていいのかなと思います。

もちろん、きっかけとして、各自治体が全部、本当に戦々恐々と今やり始めたのは、こども基本法の11条だったんです。2年前にできたこども基本法では、子ども政策をつくるときには必ず子どもの意見を反映しなきゃいけない。反映という言葉は物すごくきついんですよね。尊重だけだったら尊重しましたで終わるんですけど、反映というと、実際に子どもの意見があって、その政策文書に必ず子どもの意見がきちんと位置づけられていなければならない。行政もどうやって子どもの意見を反映するか、そんなことを考えていることが実際なんですね。

今日の話もその仕組みを考える場合に大きくそこに、まずは意見表明・参加の目的、重要性というところを今話し始めているんですが、きっかけはこども基本法の11条なんです。今、一斉に、施策づくりにおいて子どもの意見をどう反映させるか。これは実際に義務になっちゃったんです。法律的な義務ですから、全国一斉的にやっているんです。僕もいろんな自治体に頼まれて行くんですけども、物すごい格差が生まれているという話から入っていくんです。自治体間格差。表面的に意見を聞いたことにしちゃおうと、そのまま進める自治体もあれば、本気になって子どもの意見を聞き取って政策に反映させたいという自治体も。その差が物すごく明らかになってきたんです。

その差がどうして生まれるかといったら、実は僕がレジュメに書いた、も

う一つの問題なんです。子どもの意見とは何なのかというところなんです。たかが子どもの意見じゃないかとか、そんな知識も情報も入っていない判断能力のない子どもの意見なんて重視しなくていいんじゃないかというふうな程度の子どもの意見に対する捉え方だと、まさに意見反映といつても形式的にならざるを得ないんですが、私はやはり、まず子どもが今意見表明をしたり参加するのはどういう意味があるのかというと、レジュメの2つ目がすごく大事でして、今の子どもたちや若者世代が当事者感覚を失っちゃっているんですね。当事者として、今の社会を生きているという存在感を獲得するのが、実は意見表明・参加なんですね。子どもたちの意思が社会で認められたということは、あっ、自分が今の社会で役に立っている、自分が大きな役割を果たしているという、今の社会の主人公というか、存在が認められたという意識を持つということが大事だと思うんです。さっきの子どもの権利の日は、子どもたちがつくることということが大事なんです。それによって小金井の子どもたちが自信を持ってもらえる。自分たちでつくった今の社会の在り方に対して、子どもがちゃんと意思表示して、それが認められたんだというふうな、そういう意味で、意見表明・参加というのは、今の社会を生きている実感。社会の一構成員としての認識。逆に言えば、今、ないところで起きているのが何か無差別殺人みたいな、刑務所に入るために人を殺したかったとか、いろいろな若い世代の今起きている社会問題の背景には、今の子どもは今の社会に生きているという実感が失われているんじゃないかと。

亀山委員

すみません、先生、なぜそういうことが起きているのか。

喜多委員

ちょっと……。

亀山委員

はい。

喜多委員

で、資料の1は、僕が定年で辞めるときの最後の学生に取った意識調査なんですけれども、問1と、問5と、それから問9のところを注目しているんですけども、「私は自分自身に満足している」という自己評価のところは、これは全国的な、内閣府がやっている調査と同じ調査項目でやっているんですけども、これは早稲田の学生が答えていて、「満足している」という子は56%と、意外と少ないんです。これは参考に一番下のところに書いてあるように、親とか学校、周りの期待に応えなければというやらされ感が支配して、結果は出したけれども、本当にやりたいことをやり切ったという達成感が欠落しちゃっている。早稲田に合格するというのは大変な難関なので、本当は達成感があるんですけど、ないんです。それはなぜかというと、周りのためにやっているんで、周りの期待に応えるためにやっているけど、自分の本当にやりたいことではなかったというか、そんな感じが実はこの問1に表れていて、その同一線上にあるのが問5なんです。これはよく早稲田の学生から質問を受けるんです。「先生、生きるのが面倒なんだよ。いつ死んでもいいんだけど、先生、どう思う」とかね。生きているのが面倒だという言い方がすごい今の学生は多いんですね。今の社会で、本当に生きているという

実感がない子たちが増えちゃっているんです。言い方を換えると、問9ですが、今すぐに世の中から消えることができるなら、今、消えたい。今の世の中から消えたいというのがもうかなり強くなっているんです。今の社会での存在感が薄れちゃっているんです、今の若い人たちに。

その存在感を取り戻すのは、やっぱりその子の意思なわけです。自分で決めて、自分の意思で生きるということに対して、社会がきっちとそれを受け止めていくという、そういう仕組みをつくるしかないんです。今はもう超少子化というか、マイノリティーになっちゃっている子どもたちは、大人の支配の中で小さくなっているわけです。子どものことについては大人が全部仕切ってしまうような時代なので、そんなことから、実は今、意見表明・参加を今の時代こういうふうに問題にしている。こども基本法でもなぜ意見表明なのか。54か条もある条約の中で、僅か1か条しか使っていないんです、こども基本法。意見表明権しか使わないんです。なぜ今子どもの意思をそんなに社会的に受け止めていこうとしているのかといえば、やっぱりその子たちの存在感を取り戻していく取組だというふうに位置づけることが大事だと思っています。

ところが、社会参加というのは厄介なのがもう一つあるんです。非常に当事者性を失っている子どもが、さらに、今の社会、政策に対して関心を持てるかどうかという問題なんです。これはさっきの小金井の調査とも重なるんですけども、資料の2をちょっと見ていただきたいのは、これは最近の……。実は私、千代田区の仕事も手伝っていまして、千代田区の教育委員会でもちょっといろいろやっているんですけども、同じような調査をやっているんですよ。生徒会サミットというのを千代田区はやっていまして、子ども等の意見の政策反映についてという、これは教育委員会の政策担当課がつくった文書なんですけれども、これは国のつくった意見反映のガイドラインを使いまして、一生懸命意見反映をさせる子ども政策。それはガイドラインで言えば、子ども・若者が当事者になる今と将来の生活に影響を与える政策を大体子どもの施策というふうに言うんだということを国こども家庭庁のガイドラインにも書いてあるんですね。あらゆる部署の施策が当事者になり得ると。子ども・若者にとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマで子ども政策を生徒に提示して、サミットをやってほしいということで、千代田区では実践事例の一つとして、生徒会サミットというのをやったんです。区立中学校の生徒会が学校生活のことなど身近なテーマについて話し合い、大人に提言する取組というのがこの生徒会サミットなんです。

僕が一番注目したのは課題1なんです。区では様々な子どもや教育政策を行っている。しかし、生徒会サミットでは、校内取りまとめの意見の結果がこうなっちゃっているんですね。千代田区の区政について知っていることがあるかどうかと聞いたら、「ない」が95%。それから、区政に意見をしたいと思ったことがあるかということも「ない」が90%。それで聞きたかった

たのは、小金井の子どもたち1,400人の子が基本構想に関心があるのか、ないのか。中学生は間違いなく9割の子は全然関心がないんです。でも、強制的に、みんな勉強会みたいなものをやるので、受験とか勉強のためには勉強もしますから。正直言って、子どもにとって、意見を言いたいのは、親であったり、先生なんです。つまり、家庭とか学校に対しては子どもたちは第一義的に真剣にいつも言いたいと思っているんですね。でも実際、千代田、ここでは小金井市という自治体に対して、子ども施策で意見を言いたいと思っている子は基本的にはいないんです。これは二次的な関心なんです。関心事としては二次的ではないかというのが、実はそこが一番大きな問題で、子どもの参加というのは、自分の問題だったらそれは真剣に見るけれど、政策事項、子ども施策について意見を述べよなんて言ったら、これは二次的な関心にとどまってしまうのが通常だと言つていいと思うんです。

これに対して、大人の側はどうかといったら、これは結構自分の利害関係にも絡んで、子どもの意見を聞かないと給料にも影響されちゃうというような、そういうふうな大人の側は真剣にその政策事項を考えていこうと。そこで生まれるのは何かといったら、当然、大人の側が子どもを誘導していくという現象が起きるわけです。僕がレジュメに書いたように、これを指摘したのはロジャー・ハートという人で、子どもの社会参加というのは偽りの参加になる可能性が高いんだと。例えば、操りであるとか、飾りであるとか、見せかけというふうにレジュメに書いたんですね。

操りというのは、例えば、今ちょっと僕はいろんなところで聞いているんだけど、子どもたちが言っているのは、生徒会の立候補は生徒会顧問が決めちゃうんだって。小金井は大丈夫ですか。結構、生徒会顧問でも、最初から指名制で、立候補した生徒に、おまえ、やめろというふうに、そういう感じでもう完全に。これは操りなんです。生徒会でそういうところは結構子どもたちから聞いているので、こういう操り型というのが一番……。つまり、大人が、子どもを。例えば生徒会に対して一番関心があるのはやっぱり教員なんです。これは学習指導要領では特別活動。学習指導要領を実施しなきゃいけないから、教師は利害関係が直接あるので。生徒の側は立候補してもいいし、しなくてもいいという、言わば関心の示し方が違うんです。こういう操りであるとか。

それから、飾り、デコレーションとあるのは、これはパフォーマンスとか。よく飲物とかおやつに惹かれて子どもたちが参加するというのは普通ですよ。それが普通。これは飾りという形。

それから、意外と私たちもだまされちゃうというか、見抜けないのが、見せかけなんです。小金井とか地域のお祭りに大体参加する子どもって、大体小学生が中心。で、中学生、高校生がボランティアの運営に関わるんだけど、後で終わったときに、ボランティア証明書をもらって帰るんですよ。

水津部会長

そうです。ボランティア証明書とお茶をもらって帰ります。

喜多委員

つまり、小学生まではお祭りに対して地域活動として社会参加という形で子どもたちも純粋に受け止められるんだけど、中高生は違うんだと。ボランティア証明書を持って。ボランティアは推薦入試とか内申の問題なんです。要するに、これは見せかけの参加なんです。これはロジャー・ハートなんですね。

だから、そういう操りや飾りや見せかけみたいな、いわゆる偽りの参加が子どもの社会参加だと、どうしてもそういうものが出てきちゃう。これを、真の参画というような。ロジャー・ハートは。僕は、子どもの権利としての参加に組み替えていく努力が必要だと。これが実はアドボカシーなんです。子どもの意見表明・参加の問題を本物の意見表明に支えていくためのアドボカシーという。子どもたちの意見をまず、本当に本音が出てくるような教室、あるいは子ども自身が自分の考えをまとめられていけるような意見形成支援、あるいは意見表明支援。

これは厚労省がもう2年前から始めまして、アドボケイトという意見表明支援員というのが既に養成、あるいは訪問、実践が始まっているのが現在なんですね。こども大綱というのも資料の4に入れましたが、明確に出てくるのは10ページで、子ども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成が欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。つまり、子どもたちが意見がないとか持っていないんじゃないなくて、意見をちゃんと子どもたちがまとめられるような支援が重要だと。結構、子ども会議を条例化している自治体は、子どものそういう直接的な参加の仕組みを維持するためのアドボカシーを組み込んでいます。幾つか21ある自治体も調べてみると、かなりこの子どもアドボカシーの条項が入ってきている感じがします。

それから、今、アドボケイトで入り始めたのは学校なんですね。福岡市と三重県の東員町では、アドボケイトが学校訪問事業を開始しているんです。ただ、外から入ってくることに対して、学校現場って必ず反発するんですね。オンブズだって、実は外から入ってくるから、現場から見ると外野。だから、アドボケイトが子どもの意見を支えていくという役割を、今、始まっているんだけど、僕は日本の学校はそんなに簡単に受け入れると思っていないです。学校中心で教員養成をやってきた人間からすると。むしろ、先生たち、教職員やスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーがアドボケイトとしての役割を担っていくことのほうが早道だと思っているんです。

小金井はコミュニティ・スクールをもうやり始めているわけだから。そうですね。

全校。

学校運営協議会。コミュニティ・スクールに子ども参加を必ず取り入れているというのは、三鷹市は学校管理規則を改正して、子ども参加を入れたんです。学校運営協議会でね。小金井市も子ども参加が入っている。子ども参加

水津部会長

喜多委員

を入れるところで、大沢さんと相談したかったんだね。

水津部会長

今、入っていますっけ。

喜多委員

いや、これからだと思う。

水津部会長

だよね。まだまだ。

喜多委員

国の制度なんです。地教行法の、国の制度は三者なんです。子どもは入っていない。教職員、保護者、住民、三者だけの運営が地域運営学校というか、コミュニティ・スクールなんです。これに子ども参加を加えられるのはやっぱり条例だと思う。だから、小金井の条例と国 地教行法と組み合わせて。で、三鷹市の場合には学校管理規則を変えたんです。子ども参加型のコミュニティ・スクールにしたんです。小金井もできれば子ども参加を4者協で運営ができるといいなと思うんだけど、そのためにはやっぱりアドボケイトの役割を果たす人が、教師でもいいし。一番機能的に近い立場の職種はスクールソーシャルワーカーだと思っているんです。まだスクールソーシャルワーカーは全校入っていないね、小金井。

平岡課長

配置というか、回っている感じです。

喜多委員

巡回制ですよね。巡回制というか、派遣型なんです。つまり、学校側でいうと、要請。要請されて入る。それは絶対数が足りないからです。でも、実はもう貧困対策法では全中学校に入れることを前提とした予算は組んでいるんです。東京都もちゃんと全校配置の助成金を出しているんですよ。23区の中ではもうスクールソーシャルワーカーは、渋谷区とか江東区とか幾つかはみんな中学校のほうに、全学にスクールソーシャルワーカーを配置しているところがどんどん増えてきているんです。僕は、ソーシャルワーカーを派遣ではなくて配置型で、各学校に配置してほしいと思っているんです。スクールソーシャルワーカーがいると、そこから参加支援、意見表明支援のアドボケイトの役割をすごく果たせる。そういう訓練をして養成課程を受けていると思うので、いずれにしてもそういう教職員がこういうアドボカシーを進めしていくことが大事じゃないかと。

最後のところは、これは参考の例として、一番モデルとして近いのは、最近、川西市が突如、こども・若者参加条例というのをつくったんです。これは全国初めてです。いわゆる総合条例の中に意見表明・参加規定を設けている条例はほとんど、全国の条例81ある条例全部、意見表明・参加が入っているんですよ。そうじゃなくて、意見表明・参加を総合条例化した。これは初めてのケースなんですね。小金井市はそこまでやれるかどうかは別としても、参考になるのは、少なくとも真の意見表明・参加を実現する仕組みとして、最低限こういう基本的な構成要素が求められるんじゃないかというものをピックアップするときに川西市のこの条例は非常に勉強になるんじゃないかなと思います。

目的、理念、定義のところ。ちょっと川西市の条例を見ていただいていいですか。せっかくですから、皆さんに。これは今年の4月1日施行、既に施

行している条例なんですけれども、最初に見ていただきたいのが前文ですね。「こども・若者たちからのメッセージ」というところの中ほどに、6つの気持ちという。「わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えを表明するときは、次の6つの気持ちを大切にしてほしいです」。ここに書かれている大人というのは、恐らく子どもたちが常に意見を言おうとすると、こういう仕打ちを受けてきたということが全部入っています。

1つ目、「きんちょうするときもあります。意見や考えをきくときには、やさしくあたたかい目で見て、うなずいたり、相づちを打ったりしてほしいです。おこったりせず、親身になって、真けんにきいて、こたえてほしいです」。これは裏を返せば、なかなかうなずいてくれない、白い目で見られるようなケースが多いということを言っているんだと思うんですね。

2つ目、「まちがえることもあります。話をと中でさえぎらずに」。ということは、遮っていることがいかに多いかなんですね。「さい後までしっかりときいてほしいです。ちがう意見や考えでも、頭ごなしにひ定しないでほしいです」。

3つ目、「つたえた意見や考えをむやみに他の人に言ったりしないでほしいです。ひみつにしてほしいとつたえたことを他の人に言うときには、きよかをとってほしいです」。子どもに対する守秘義務というのがなかなか守られないという問題は、結構これは大きな問題なんですね。

それから4つ目、「少数はの意見や考えに対しても耳をかたむけ、そん重し、受け止めてほしいです」。

5つ目、「つたえた意見や考えは大事にあつかってほしいです。そして、つたえた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです」。実現すればそれはそれで報告して、実現しない場合にも説明責任を果たしてほしいということですね。これも結構重要なようです。

それから6つ目、「安心して意見や考え方をつたえることができるふんい気やかんきょうをつくってほしいです」。これはランディ・モデルという、今一番ヨーロッパで考えられている中に、安心して子どもの意見が言えるスペースが大事。これは空間、場、機会ということで、そういう子どもたちが安心して意見が言える環境をどうつくるかというのが非常に大事だという、この6つ目の雰囲気や環境が大事だということ。これもアドボケイトの基本的な役割なんです。こういうのが非常に象徴的にこの条例の内容に入っているのは面白いと思います。

それから、定義のところを見てください。これはすごく大事だと思うのは、第2条の定義の中に、意見の定義と参加の定義が入っているんですね。第2条の（4）です。「意見 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語又は表情、身振りその他これらに類する言語によらない伝達手段により表現されたものをいう」。ランディ・モデルではvoiceという言葉で言っています。voice、意見、声ですね。これは、条例の12条はopinionを使わな

いんです。viewという言葉を使っているんですね。これは意見といっても、その子の感じ方とか受け止め方というものがviewなんですね。だから、その子の感じ方、受け止め方を大切にしてほしいという。opinionと言っちゃうと、固まった意見で、がちがちの自分の何か意見みたいなもの、すごく狭い解釈になっちゃうんだけど、そうじゃないので。国連は乳幼児の意見表明権も勧告したんです。乳幼児の意見というのは、feelingという言葉を使うんです。これは気持ちと訳すそうです。子どもの気持ちを大切にするということは、実は乳幼児の意見表明権なんです。こういう考え方を国連は取っているんですね。そういう意味で、意見という言葉の定義を、つまり、固まった意見だけじゃなくて、非言語も、あるいは表情や身振りで、そういう言語によらない伝達手段も含めて、意見というのを考えなきゃいけないという定義をしているのが大事だし。

それから、参加について、これも重要だと思うのは、「その意義を十分に理解する機会を得て、意見表明等の活動に主体的に関与することをいう」。この主体的な関与が大事なんですね。操りじゃ駄目なんです。操り、見せかけの参加ではなくて、ロジャー・ハートはやっぱり主体的関係、できれば子どもと大人が意思を共有するという言い方をしているんです。共同決定。つまり、子どもの意思に、その意思決定に参加して、大人と子どもが意思決定を共有するというのが真の参加だというふうにハートは言っています、そこがゴールだと。子どもの意見を全部受け止めろというようなことになっちゃうと、それはわがままだという話になるけど、そうじゃなくて、子どもの意思がちゃんと社会の意思決定の中できちっと共同の意思として認められるような環境をつくることが大事だと。

そういう意見や参加というところは川西市のところではとても大事だと思いますし、あと、星印のところは特に基本的構成要素としては大事だと。安心して意見が言える人的・物的環境、機会の確保、これはアドボケイトの考え方です。そして、意見を伝えにくい状況下にある子どもの意見聴取と反映。聴かれる権利であるとか、意見表明できない子どもに対する意見の代弁支援、こういうふうなものが含まれる必要がある。それから、参加しやすい安全な場や意見形成、表明を支援する人材養成、これはアドボケイトの養成ですね。人材を養成すること。

それから、最後に、意見表明・参加に伴う不当な不利益に対する権利擁護、救済。これは、川西市はもともと子どもオンブズパーソンの条例で有名になったんですけども、このこども・若者参加条例の最後に、川西市は、意見を言ったことで不利益を受けるようなことがあったらオンブズが救済しますよと。これは小金井も使えます。小金井でもオンブズを持っていましたので、意見表明をして何か不利益を受ける……。時々教師が使う言葉ね。「内申に響くよ」という脅しは、これは不当な不利益だから。結構、内申脅しって大きいんですよね。だから、それはまさにオンブズに相談していただきたいと

いう救済措置のところまで含めて、意見表明・参加の仕組みをつくっていくことが重要じゃないかと。

最後に、川西市も、あるいは僕も手がけた武蔵野市も、具体的な子ども会議とか学校運営制度の提案はしていません。これはさっきの子どもの権利の日もそうだけど、条例で何でも在り方を決めちゃうのでいいかどうかというのがあって、やっぱり子どもたちに決めてもらいたいというのがあるんですね。だから、子どもにとって、自分が安心して意見を言える方法ってどういう方法であって、みんなで政策提言していくならどういう提言の仕方がいいかということも子どもたちに考えてもらったほうがいいんじゃないかと。大人の側が何でも決めちゃわないほうがいいことで、子ども会議も、いわゆる仕組みについて具体的なところまで大人がどこまで決めていいかというところは結構僕らは悩んでいるんです。さっきの子どもの権利の日だって、やっぱり子どもたちがそれを考えることが大事だと思っていて、あんまり大人の側で講演会をやるとかなんとか、いろいろ言えばすぐ出てくるんですけど、そうじゃなくて、子どもたちに。何か最終的な仕組みのところは子どもの声を生かした仕組みになればという思いが最後にあります。

そんなことで、ちょっと私、長くなりました。私の話を終わらせていただきます。

水津部会長

ありがとうございます。非常に連動したいいお話だと思いますし、私たちが今話していたことが、ここに基本があるのかなというふうに感じました。子どもたちが政策に対して二次的なというふうにおっしゃったけど、大人もそうかなと私は今思っていて、大人自体も政策を変えようなんてあんまり思っていないかというか。

喜多委員

要するに、それは国連に言わせると、日本社会が意見表明を妨げている伝統的な考え方があるんです。特に行政。意見は聞きますけど、決めるのは行政。それは子どもだけじゃないんです。市民が意見を言っても、みんな聞きますよってアンケートを取ります。でも、決めるのは行政。これを……。小金井は大丈夫ですかね。

水津部会長

いや、大丈夫じゃない。やっぱり古くから日本って、要するにお国の言うことを聞いておけば安心だみたいな。

喜多委員

お上意識なんです。

水津部会長

そうですね。

喜多委員

最後はやっぱりお上の達しがあって、印籠があるんです。最後は行政がお上の指揮でやっちゃうというのがあって。

水津部会長

そこに対しての虚無感というか、そこまでして市民が……。

喜多委員

諦めなんです。

水津部会長

そうですね。諦めですよね。

喜多委員

どうせ意見を言ったって反映されるとは思えない。

亀山委員

一般的に、私自身が思うんですけども、意見を言いに来る、集まる、そして

それが政治的なものになっていくことの、あまり政治的なものを言えない、言ってはあまりよくない的なものが日本の根底にありますよね。だから、昔は学校にも、それから政治にも、学生運動がありましたよね。あのときに入々はすごく語り合っていたような気がするんですけど、あれが終わってから何か無気力になって、あまりお上に楯突けない、政治的な意見は言わないほうがいいという事柄が何だか根底にあって。ちょっとドイツに行った人たちが、なぜ政治のことに関心を持たないんだってすごく叱られたと。ちょっとしたことも何で何も意見を言わないんだ、同じようなこととか、うわさ話とかそういうもので楽しんでいて、そういうことはなぜしないんだというふうに言われて帰ってきたと。それが本当に日本人の根底にあるんだなと思うんですね。

さっき先生の話の中に、子どもたちが家庭や学校のことについて興味はあると。それは、何か言ったときにそれがどんなふうにつながっていって、その一言が、自分が言ったことでどんなふうに変わっていくのかということを知ってみたら、学校で先生はこんなことを言うんだ、嫌なんだと。やっぱりこの評価を今つけるようになりましたよね、先生の評価も。親も、こんなふうに叱られるんだ、それを直してもらいたいということを、それをつなげていったらどこにたどり着くのかということを理解していくような事柄を子どもたちに教えていくことが大事なのかなという気はするんです。本当に何だか閉塞感というか、陳情するのも難しいというか。

喜多委員

子ども参加のさっき言ったランディ・モデルなんかの考え方で、影響力、*influence*。意見表明というか、どういう影響力を持ったかということところがポイントなので、何の影響も与えない意見では意味がないんですよ。そこはだから、子どもであろうと大人であろうと一緒にですね。自分たちが出した意見がどういうふうな変化をつくり出していくかというのは、それは自分の存在感にかかるんですよね、やっぱり。

水津部会長

大人自身も、市民感覚というか、主権者意識が持ちにくい世の中になっている中で、子どもたちが市民になるための主権者意識を学ぶというか、体感するというのは、これからつくっていかなければいけないものかなと思って、日本人に一番弱いところだと思うんですよ。だから、それをこういう、今こそ子どもの権利で認められたことを大人がどう支えていって、それを育てていくのかによって、日本という国の体質みたいなものを見えることができるかもしれないというふうにも。

亀山委員

だから、家庭で団欒というものが薄れていって、何かあったときに親子で、このことはこんなふうだよねということを言うことも少なくなってきたいるというところがありますよね。だから、何かどこかでがらがらと崩れ去ったものがあるんですけど、それを今構築しようとしているのかなという気はしますよね。

水津部会長

今、子どもたちの中の圧倒的な流行りは、冷笑系なんですって。冷たく笑う

というか、深くそこに関わらないで、人が一生懸命やっているのを見て、何をやっているのかみたいなことが受けるのがユーチューブだったり、ツイートだったり、そういうことに対する発言に対しての評価が高いというのは、子ども自身が全ていろんなことを冷たく見るということが正しいというふうに認識してしまって、いわゆる中二病がなくなっているということが、何かに熱中すると人にはかにされるというふうなもの。

亀山委員

頑張ってもしようがないという。

水津部会長

そうそう。全体的に冷笑化しているというのを何かこの間、講演会で聞いたことがあって、ああ、そういう影響もあるかなとか、目立つといけないとかね。そういう。

喜多委員

ですから、直接参加が少なくなったということは、子どもの側から言うと、対面で意見が言えなくなってきたんです。対面で意見を言うというのは大変な、結構なことなんですよね。特に子どもの世界って、ほかの社会とはまた違う世界になっていて、ＫＹ、空気が読めないやつとか、あるいは意識高い系だとか、生意気なやつだとか、ちょっとした意見がいじめの対象になってしまふような世界に生きている子どもたちの側からすると、意見を言うというのは相当な勇気が要る。

水津部会長

でも、そこをちゃんと保障してあげないと、いい環境がつくれないですよね。

喜多委員

だから、僕は一時期、武蔵野市で条例をつくっているときに、ムサカツという子ども会議と2年間付き合ったんですね。まあ、コロナの時期と重なったので、すごく難しかったんだけど、一応子ども参加で条例をつくりたいという思いで並行してやっていたんだけど、やっぱり子どもたちが、毎回条例で参加するという子はほとんどいなかったです。いつも10人いないぐらいの中で、結局子どもたちにワークショップでいろいろやってもらって、どういうふうに意見を言うのが君たちにとって一番好ましいというか、どういうふうな意見の出し方をしたいかというワークショップをすると、もう圧倒的に意見箱なんですよ。投書箱みたいに、意見箱の募集。意見箱、アンケート。それから、今、タブレットでもやって、ネットでの回答。全部共通なのは何かというと、自分にとって安心な、安全な意見表明。対面での意見はリスクが高いから言えないんだけど、でも一番、今、意見箱なんです。だから、どこの自治体もほとんど意見聴取で、実は川崎だって子ども会議よりも今やっているのは、子ども・若者の“声”募集箱という、ホームページに意見を募集するやり方で、大体300、400の子どもの声を集めているんです。10人程度の子ども会議の意見よりか、はるかにそっちのほうが大人の側から見ると説得力を持っちゃうんですね。

だから、それをちょっと。今度の研究所での発表でもそうなんんですけど、直接参加型の子ども会議をやるというのは、基本的には、ハートで言うと、操り型になっちゃう、見せかけ型の参加になってしまふ可能性が高いんですね。今の時代の中で。そういう形で入ってこれない場合には誰も来ない。ゼ

口なんです。だけど、基本的に先生や親に気を遣って何とか関わってくれる子がいるんですよ。でも、それは本物の参加じゃないというところから入って、でも実際に子どもたちの本音を引き出せるように直接参加の仕組みを何とか。それがやっぱり民主主義の基本だと思うんですよ。全部ネット会議ばかりで民主主義って、悲しいよね。僕らはそういう時代だったから、そういう直接参加がちゃんと成立するように、今、条件をつくっていくのはやっぱり専門職、そういう意見表明支援をやっていくアドボケイトの役割が本当に重要になっちゃっているというような時代になっちゃったんです。悲しいかな。僕らの時代は放つといても意見を言う連中が多過ぎて、かえって大人社会が困惑するような時代でしたけど、今はもう放つといたら全然意見が出てこないという時代ですからね。

亀山委員

無関心ですよね。政治に対しても何に対しても無関心ですものね。自分の好きなことをちょっと見つけて、そこに没入するという。周りが見えていないという感じもありますよね。だから、本当に子どもたちが集まる会議をするということは難しいんじゃないかなって。

喜多委員

リアル会議なんていうのはなかなかしなくなってきたもんね。

亀山委員

第一、子どもに時間がないですね。

水津部会長

それはあります。圧倒的に子どもたちが忙しい、忙しいと言っているのは、特に中学生。何でこんなに中学生は忙しいのかなと思うぐらい忙しい。

亀山委員

5年生ぐらいからですよね。

喜多委員

部活の影響というのは、今、どう。中学生。

水津部会長

どうですか、大分……。

喜多委員

大分、地域移管が進んできて……。

水津部会長

でも、そんなにはこれは進んでいませんね。そこまでは行っていないし、何となく回しているから。でも、もしかしたら加入率は下がっているのかな。分かんないけど、どうかな。

喜多委員

つまり、地域での子ども会議が成立するためには、学校の理解が必要なんです。学校が子どもを地域に返してくれないと。学校が全部子どもを囲い込んじやっているような状態が長く続いているので。地域に子どもが出てくるのは小学生までなんです。中学生、高校生なんか囲い込まれちゃって、地域には出てこない。出てくるときは証明書をつくるだけだという。これじゃ駄目だと思うんですね。

水津部会長

やっぱり実際に子どもたちがリアルで自分の声を出すということと、あと、もともと出ているんだけど、意見を言いにくい人の声をどうやって拾うかということも工夫しながら、そのことも実際に会議に出た子どもたちも注目できるような。自分たちは来て話しているけど、そうじゃない人はどう思っているのかなみたいなことまで見れるような形というのを進めていくためには、それこそ、また繰り返しになりますけど、そこに入る大人の役割というのはすごく重要ななると思うので、そこは外さずに考えていけたらなど。今、教

育長と部長があんな人だから、何かあの二人がやっちゃっているけど、でも、ずっとそうというわけではないので、そこはきちんと専門的にフォローする人というのが必要ですよね。

喜多委員

さっきオンブズに竹内麻子さんが今度入ってきたということで言うと、オンブズとこの部会との合同で一度やってもいいのかなと思ったんですね。さっきの意見表明・参加の不利益で大事なのはオンブズだと。だから、支えるということを前提に、子どもたちがそういうリスクを持たないで安心して意見が言える状況の中で、やっぱりオンブズというのは子どもに重要だと思うんですよね。何かあったときには相談できるという、そういう。オンブズもそうだし、教育委員会とか、この部会が少しそういうところと合同で話し合いをしながら仕組みづくりを進めていくといいのかなとも思うんですね。

水津部会長

そうですね。具体的な話をこれからしていく中で、絶対教育委員会との共存というのは必要だと思うので、どこかそういうスタンスは持つべきですね。

喜多委員

恐らく今度はこの後の日程調整で子どもの権利の日をやるという、部会で何回かやるし、そういう日程が組まれているので。そのとき、僕らだけでやっていると発展性がないので、そこに教育委員会が入ったり、オンブズが入ったり、そういうふうに広げていって、できれば子どもたちも参加するというような形での部会の持ち方を検討していただけるといいかなど。

水津部会長

「小金井を変えちゃう人の会」の会議の様子を私たちと一緒に見るとかいうのもあるだろうし、子どもたちの意見をそこで反映する。様子を聞くとかということもあるし、何か連動して部会をもっと有効にというか、有意義に使っていけたらなというふうには思います。

喜多委員

幸い、幸か不幸か、これだけの人数ですから、機動力があるんです。4人ぐらいだったら結構動きが取れるので、いろんなところにお邪魔して、一緒に合同でやるような形のほうがいいと思います。部会だけでやっても、何か発展していかないから。

水津部会長

出てきたことで、ここで御意見を、じゃあ分かりましたとなっちゃうのはとてもつまらないのです。

時間的にもそろそろと思いますので。喜多先生、ありがとうございました。喜多先生のおっしゃることも題材にしながら、今後の方向性を決めていくような形にできたらと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、今後の流れについて、事務局のほうからお願ひいたします。

永井主査

2点あります。

まず、今後の会議の日程についてです。先ほど子どもの権利の日のところで御説明させていただいたとおり、権利の日のアンケートの結果と、子ども会議での検討結果を受けて、8月ぐらいにもう一度会議ができたらと思っております。日程調整は後日させていただきます。もう1点が、子どもオンブズパーソンについてです。令和6年度の活動報告会の日にちが決まりまし

た。令和7年7月24日木曜日、夜6時半からです。

喜多委員

来年の話ですか。

水津部会長

今年です。

喜多委員

今年。2025年の7月24日。すぐじゃない。

水津部会長

何時からですか。

永井主査

6時半からです。

喜多委員

夜の6時半。

永井主査

はい。今回、場所は萌え木ホールです。

亀山委員

すぐ隣ですよね。

永井主査

はい。この隣の。商工会館の建物の3階になります。

内容は、今、オンブズたちと詰めているところですが、活動報告とは別に、子どもの権利セミナーを実施します。一昨年は講演会でしたが、今年はオンブズが小学校でやっている子どもの権利学習を実施する予定です。またチラシなどが決まりましたら改めてお伝えさせていただきます。

以上です。

水津部会長

ありがとうございます。

亀山委員

ちょっと教えてほしいんですけど、オンブズパーソンが入っている建物にいつも子どもたちは必ず見学に行っているんですか。

永井主査

見学というか、相談室として開けているので、相談時間は……。

亀山委員

そうじゃなくて、よく社会科見学みたいに子どもたちがぞろぞろと行くじゃないですか。あんなふうに最初できたときは何か行事があったみたいでけど、そこにあるんだよという、散歩コースじゃないんですけども、ここだよとかそういうふうな感じで、小金井の子どもたちがそこを知るというふうなことはなさっているのかなと。

永井主査

今のところはやっていないです。中学生の職場体験は秋・冬に受け入れています。

亀山委員

職場見学で行っているんですね、じゃあ。職場体験で子どもたちがそこを知るという機会が。

永井主査

そうですね。子どもオンブズパーソン相談室が、「ここにあるよ」というふうに折に触れて伝えてはいるんですけども、なかなか子どもたちの頭に入るのは難しい。しかも、市役所とは別の場所にあるのでなおさらです。そこで、今年は、オンブズ縁日という取組を冬にやって、ゲームなど、相談室の場所でちょっとしたイベントができたらなと思います。完全に相談と切り離して、遊びの場として、オンブズ縁日はやってみようかなと思っています。

亀山委員

何か条例をつくる前にそういった子どもたちがそこを知って、身近に感じていかないことには、条例にまで頭が回っていかないのかなという気もします。大人たちもそうですけど、何かここにあるんだぐらいしか意識が行かないので、身近に感じられるようになれば。

水津部会長

まあ、いろんな工夫をしていただいて。あれは結構強いなと思って。動画で、

こう行ったらここまで行けるよみたいな道案内が見えたリとかするんだけど、そこの入り口に入らないと見えないというか……。でも、あれはすごく私はいいなと思ったんです。あと、子どもの意見を取り入れてつくったショート動画みたいなのも、あれは中学生の意見をちょっと取り入れながらつくったんだよね。ああいうものとかもちょっとずつ努力をされているので、引き続き子どもに対する周知を広めていただくということもやっていただければなと思います。

ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第4回小金井市子ども・子育て会議の子どもの権利部会を閉会いたします。ありがとうございました。